

令和6年度甲賀市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 主旨

この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障がい者就労支援施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために策定する。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、その所在地又は住所が市内にある法第2条第4項に掲げる施設並びに本市で障がい者及び就労施設等の連携により物品等の共同受注発注等を行うNPO法人等とする。

4 調達する物品等

市が調達する物品等は次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ・印刷物
 - ・食品類
 - ・農産物
 - ・啓発物品 など
- (2) 役務
 - ・クリーニング
 - ・施設または公園の草刈、清掃作業
 - ・資源物リサイクル作業
 - ・軽作業（包装、袋詰め、組み立てなど） など

5 物品等の調達目標

令和6年度に本市が達成すべき優先調達の目標額は次のとおりとする。

優先調達の目標額 800万円以上

6 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等からの提供可能な物品等の情報や市の組織が発注を予定する物品等の情報を収集し、これらの情報をもとに、障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。

(2) 障がい者就労施設等への発注にあたっては、調達品目に限ることなく、幅広い品目について発注可能な物品等について十分検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の6月末までにとりまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。